**「繰り返しリサイクルされている製品」の認定に係る考え方について**

資料１

１　答申の内容

|  |
| --- |
| ＜答申p.8～10＞* 「より質の高いリサイクル」（循環資源の質に応じたマテリアルリサイクル）を促進するため、「繰返しリサイクルされている製品」を認定するためのスキームを追加し、２段階の認定制度に変更する。
* 使用済品がマテリアルリサイクルに馴染まないものについても、リサイクルの促進の観点から引き続き認定の対象とすることを基本とする。
* 「繰返しリサイクルされている製品」の認定の考え方としては、次のとおりとすることが適当である。
	+ 使用済品を、生産者が自ら回収し、リサイクルすること。
	+ 使用済品の回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みが高いこと。ただし、この場合は使用済品が既存の回収ルートで回収できるか確認する必要がある。
 |

※平成26年９月12日諮問、平成27年６月18日答申

２　前回部会での主な論点

（１）事務局案

・「より質の高いリサイクル」を促進するため、「繰返しリサイクルされている製品」を
認定するためのスキームを追加し、２段階の認定制度に変更する。

・「繰り返しリサイクルされている」として新たに設ける区分である『第２段階区分』に

ついては、「使用済品を生産者が自ら回収し、リサイクルすること」を認定基準とする
こととし、先行して制度改正する。

・「使用済品の回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みが高いこと。ただし、この場合は使用済品が既存の回収ルートで回収できるか確認する必要がある。」については、下のア・イの課題に関し、想定される回収ルート等について更なる情報収集や課題整理等を行い、認定基準への反映について検討する。

ア　「生産者が自ら回収しない」場合における回収主体としては、業界団体、販売者及び再生事業者等が考えられ、回収に対する生産者の関与度合いが一律でないことが想定される。「生産者が自ら回収する」場合と同等に、『第２段階区分』として位置づけして問題ないか。

イ　業界団体等が回収している場合、同種の製品であれば認定の有無に係らず回収
される可能性がある。「個々の製品を認定することで事業者を育成する」という本
制度の趣旨に沿った制度改正となっているか。

（２）委員意見

・「生産者が自ら回収する」場合について、生産者のグループ会社等が回収する場合は、
第２段階区分に認定して差し支えないと考える。その他、回収手法として再生事業者への委託等が想定されるので、「自ら」の範囲について精査する必要がある。

・先行して「生産者が自ら回収する」製品を第２段階区分とする場合は、「自ら回収しない」製品との不公平感が生じないよう、その趣旨を十分に申請者に対して説明すべき。

３　用語の定義等について

（１）「自ら」回収するとは

・生産者が回収に主体的に関与するとき「生産者が自ら回収する」とみなすこととし、
以下の事業者が回収する場合とする。

①当該製品の生産者である事業者

②当該製品の生産者である事業者の関連会社等(会社法の親会社・子会社の関係にある事業者等)

③当該製品の生産者である事業者より、当該製品の回収業務を受託している事業者

　※②③については、当該製品を同種の他製品と区別して回収している場合のみとする。

（２）「使用済品」とは

・認定製品の使用済品の回収状況について調査を行ったところ、認定製品の販売後、生産者が加工者より裁断後の端材等を回収している事例が確認された。
これを受け、以下のア、イの課題を整理する必要がある。

ア　認定製品を加工した後に発生する端材等について、「使用済品」とみなすか。

イ　エンドユーザーから使用済品を回収しない場合についても、「第２段階区分」に
区分するか。

生産者

(申請者)

加工者

(成型等を実施)

使用者

(ｴﾝﾄﾞﾕｰｻﾞｰ)

認定製品を販売　　　　　　　　 　　 　販売

端材等を回収してﾘｻｲｸﾙ